平成２４年（フ）第５９３号
神奈川県藤沢市亀井野１丁目32番地の14
破産者　仁科　裕子
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７号
岐阜県大垣市内原１丁目282番地８　タウンハウス内原11、開始決定時の住所岐阜県安八郡輪之内町中郷新田1928番地の９
破産者　池田　　茂
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
静岡市清水区八坂東１丁目12番７号　グランシャリオⅡ－１号棟101号室、旧住所静岡市清水区梅ヶ谷７番地の１
破産者　鶴田壽美雄
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９号
静岡市葵区南瀬名町24番25号　Ａ－２号
破産者　中家　純二
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７号
静岡県三島市谷田・雪沢・173番地の53　加藤アパートＡ－101、前住所静岡県三島市幸原町１丁目10番47号
破産者　大川　君子
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
京都府京丹後市大宮町周枳1506番地
破産者　神前　　修
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第６６号
奈良県桜井市大字戒重191番地の１　Ａ棟208号
破産者　上田　正彦
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１４号
山口県山陽小野田市大字埴生1702番地１
破産者　藤村奈々美
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
長崎県長崎市江戸町１番17号　新江戸町ビル601
破産者　米津　博一
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
長崎県長崎市北陽町16番５号
破産者　谷　　長敏
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５４号
熊本市南区城南町丹生宮481番地12
破産者　林田　美紀
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７８０号
熊本市南区出仲間５丁目３－22－202号
破産者　内布　正敬
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３４３号
鹿児島県日置市吹上町小野1149番地
破産者　柿元　哲郎
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
鹿児島県鹿児島市上谷口町1621番地７
破産者　栫井　真司
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
愛知県岡崎市柱町字福部池１番地137
破産者　川渕　啓治
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６６号
滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1518番地４
破産者　安澤　　昇
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第７５６８号
奈良県香芝市穴虫1857番地の22
破産者　竹中　正義
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９６４号
大阪市住之江区御崎４丁目１番８号
破産者　辻　　**龍**男
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４４号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番41号
破産者　紀伊　昭政
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部